

防研総第1324号  
27.12.22  
一部改正 防研総第386号  
令和6年5月1日

各 部 長  
戦史研究センター長 殿  
各 特 別 研 究 官

防 衛 研 究 所 長  
(公 印 省 略)

自衛官の制服着用について（通達）

標記について、自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）第6条第5号及び第6号の細部を定めたので、平成28年1月1日以降下記のとおり実施されたい。

記

- 1 自衛官服装規則第6条第5号に該当する場合は、次のとおりとする。
  - (1) 安全保障戦略課程及び安全保障戦略特別課程に入所している場合
  - (2) 部内外で実施されるシンポジウム、研究会、現地研修等へ参加する場合
  
- 2 自衛官服装規則第6条第6号に該当する場合は、次のとおりとする。
  - (1) 部外で実施されるシンポジウム、研究会、現地研修等へ同行する場合
  - (2) 各種手続き等のため他省庁、各国大使館及び部外機関等で調整を実施する場合
  - (3) 部外者の来訪に対応する場合
  - (4) 部外での会合等への参加者若しくは部外講師等の送迎に係わる場合
  - (5) その他各部長等が必要と認める場合

関連文書：自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）  
保存期間：5年  
分類番号：企総人－5－（1）